

議 第 226 号

令和 3 年 9 月 1 日提出

熊本市現代美術館条例の一部改正について

熊本市現代美術館条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市現代美術館条例の一部を改正する条例

熊本市現代美術館条例（平成13年条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表第4中「300円」を「200円」に、「150円」を「100円」に改め、同表全日定期駐車券の項及び備考を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和3年11月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前から引き続き熊本市現代美術館の駐車場を使用している者が同日以後に出庫する場合においては、当該使用した全時間について、この条例による改正後の別表第4の規定により、駐車料金を徴収するものとする。

（提出理由）

現代美術館の駐車場に係る駐車料金を改定する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。